

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書

この申出書は、事業主経由で「**退職日の翌日から20日以内**」に**健保必着**となるよう提出してください。
提出期日の「退職日の翌日から20日以内」を経過して提出した場合は、手続きができなくなりますのでご注意ください。

ヤマトグループ健康保険組合理事長 殿

下記の通り申請いたします。

令和 年 月 日

申出者情報	在職時に使用していた健康保険証の	記号		在職時所属名		
		番号				
	フリガナ		性別		生年月日	年齢
	氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	歳
	住民票住所		電話			
			携帯			
	居所住所		※ 住民票住所と居所住所（実際にお住まいの住所）が異なる場合にご記入ください。			
	資格喪失年月日（退職日の翌日）		令和	年	月	日
	保険料の納付方法	ご希望の納付方法に☑をご記入ください。（途中で変更することはできません。）				※②の口座振替希望の方は、任意継続手続き後「 口座振替依頼書 」の提出が別途必要です。口座振替開始まではお振込みとなります。
	<input type="checkbox"/> ① 毎月振込	<input type="checkbox"/> ② 口座振替 ※（毎月納付）	<input type="checkbox"/> ③ 6ヵ月 （半年）前納	<input type="checkbox"/> ④ 12ヵ月 （一年）前納		
給付金等の受取口座	フリガナ	支店コード	フリガナ			
金融機関コード	銀行		支店			
	信用金庫	口座番号				
退職（資格喪失）理由 該当に☑	<input type="checkbox"/> 定年退職 <input type="checkbox"/> 契約満了 <input type="checkbox"/> YSSへ就職 <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> その他の理由による退職 ※ YSS（ヤマトスタッフサプライ）で健康保険加入の場合は、任意継続に加入することができません。					
退職後の被保険者の 年間収入見込み 該当に☑	<input type="checkbox"/> 就職（健康保険加入 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（令和 年 月 日から） <input type="checkbox"/> 就職以外の収入（ <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> その他【 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 不動産】等） <input type="checkbox"/> 収入なし <input type="checkbox"/> 配偶者の被扶養者として健康保険の扶養申請予定⇒任意継続に加入することができません。					

健康保険 任意継続 被扶養者届

※ 被扶養者を申請される方は
別途、添付書類が必要です。

- 任意継続被保険者の資格取得時に、被扶養者として申請される方についてご記入ください。
- 任意継続被保険者となる方の退職後の年間収入を基に、改めて生計維持関係の再審査を行います。よって、これまで被扶養者となっていた方であっても必ずしも継続して被扶養者として認められるわけではありませんので、ご注意ください。

被扶養者欄	被扶養者の氏名	性別	生年月日	続柄	年間収入	同居別居の別
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	□ 昭和 □ 平成 □ 令和 年 月 日	歳	万円/年	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	□ 昭和 □ 平成 □ 令和 年 月 日	歳	万円/年	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	□ 昭和 □ 平成 □ 令和 年 月 日	歳	万円/年	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	□ 昭和 □ 平成 □ 令和 年 月 日	歳	万円/年	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

配偶者が任意継続の被扶養者とならないときは、その配偶者の年間収入をご記入ください。 万円/年

ヤマトグループ健康保険組合 令和6年4月改訂

【健康保険組合使用欄】

旧資格取得年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	記号	222	番号	
旧資格喪失年月日 （任継資格取得年月日）	令和	年 月 日	取得時 標準報酬月額			千円
送付年月日	年 月 日	納付期限	年 月 日			
常務理事	事務長	適用M	担当			

受付日付印

退職後の健康保険制度について

退職後は、以下の3つの選択肢の中からご自分が加入する制度を選ぶことになります。必ずしもヤマトグループ健康保険組合の任意継続に加入する必要はありません。月々の保険料や加入条件等をよく比較して、ご自身に合った健康保険を選択してください。

	A ご家族の扶養に入る	B 国民健康保険	C ヤマトグループの任意継続
保険料	なし	加入する世帯の人数や、前年の所得等によって決定（減免制度有） ※前年の収入によって保険料が決定されるため、一定期間を経過すると、Cの任意継続の保険料よりも大幅に安くなる可能性があります。	退職時の標準報酬月額で決定（およそ退職前の保険料負担額の2倍以上(上限有)） ※任意継続加入期間中の2年間は、保険料の大幅な変更はなし
手続き先	ご家族の勤務先	お住まいの市(区)町村の国民健康保険の係	退職時に所属していた人事(総務)課
加入条件	60歳未満は年収130万円未満 60歳以上は年収180万円未満など (ご家族の勤務先へ確認)	他の健康保険に加入していないこと	① 2ヵ月以上ヤマトグループ健保に加入 ② 退職日の翌日から20日以内に申請(※) ※所属先の人事(総務)からヤマト運輸(株)事務オペレーション部 人事オペレーション課経由で、『健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書』を提出すること。 ※退職後も引き続き家族を扶養したい場合は、別途必要書類有。
脱退(喪失)条件	上記条件を満たさないとき	他の健康保険に加入したとき	① 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき ② 任意継続被保険者が死亡したとき ③ 任意継続被保険者が就職し、他の健康保険等の被保険者資格を取得したとき ④ 保険料を指定された納付期日までに納めなかったとき ⑤ 任意継続被保険者が資格喪失を申し出たとき ⑥ 後期高齢者医療の被保険者となったとき(75歳の誕生日) ※上記6項目以外での脱退(喪失)は認められません。

※ 任意継続の資格取得申出前に、各市(区)町村窓口へ必ず、国民健康保険の保険料(2年分)を確認してください。

ヤマトグループの任意継続について

健康保険証	<p>在職時の健康保険証とは別に、任意継続の保険証が発行されます。</p> <p>在職時の健康保険証は使用できませんので、まだ手元にある場合は、速やかに勤務先の人事(総務)へ返却してください。</p>
保険料の納付方法	<p>下記の①~③のいずれか</p> <p>① 毎月、ATM 等から振込</p> <p>② 口座からの自動振替</p> <p>※ 別途、申し込みが必要。</p> <p>『健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書』を提出後、健康保険組合が後日送付する『預金口座振替依頼書』を記入提出していただき 2~3 ヶ月後から開始となります。</p> <p>② 半年 (6 ヶ月分) または一年 (12 ヶ月分) を一括して前納する (複利現価法による年約 4%の割引により、保険料負担が軽減されます)</p> <p>一年前納 4 月分から翌年 3 月分 (初回は加入月~翌年 3 月分まで)</p> <p>半年前納 4 月分~9 月分, 10 月分~翌年 3 月分 (初回は加入月~直近の 9 月分または翌年 3 月分まで)</p>
初回の保険料の納付期限	健康保険組合が指定する納付期日までに納付
毎月の保険料の納付期限	毎月 10 日まで (金融機関が休業の場合は翌営業日) に納付 (着金)

任意継続になった場合の保険料について（令和6年度現在）

任意継続になると、これまで**事業主が負担していた分がなくなり、全額自己負担**となります。
 在職時に給与天引きとなっていた健康保険料の金額を見て、下記の表で確認してください。

標準報酬 月額	<健康保険料>		<介護保険料>	
	在職時	任意継続	在職時	任意継続
¥58,000	¥2,569	¥5,800	¥464	¥986
¥68,000	¥3,012	¥6,800	¥544	¥1,156
¥78,000	¥3,455	¥7,800	¥624	¥1,326
¥88,000	¥3,898	¥8,800	¥704	¥1,496
¥98,000	¥4,341	¥9,800	¥784	¥1,666
¥104,000	¥4,607	¥10,400	¥832	¥1,768
¥110,000	¥4,873	¥11,000	¥880	¥1,870
¥118,000	¥5,227	¥11,800	¥944	¥2,006
¥126,000	¥5,581	¥12,600	¥1,008	¥2,142
¥134,000	¥5,936	¥13,400	¥1,072	¥2,278
¥142,000	¥6,290	¥14,200	¥1,136	¥2,414
¥150,000	¥6,645	¥15,000	¥1,200	¥2,550
¥160,000	¥7,088	¥16,000	¥1,280	¥2,720
¥170,000	¥7,531	¥17,000	¥1,360	¥2,890
¥180,000	¥7,974	¥18,000	¥1,440	¥3,060
¥190,000	¥8,417	¥19,000	¥1,520	¥3,230
¥200,000	¥8,860	¥20,000	¥1,600	¥3,400
¥220,000	¥9,746	¥22,000	¥1,760	¥3,740
¥240,000	¥10,632	¥24,000	¥1,920	¥4,080
¥260,000	¥11,518	¥26,000	¥2,080	¥4,420
¥280,000	¥12,404	¥28,000	¥2,240	¥4,760
¥300,000	¥13,290	¥30,000	¥2,400	¥5,100
¥320,000	¥14,176 以上 一律	¥32,000	¥2,560 以上 一律	¥5,440

※ 標準報酬月額 320,000 円が上限となります。

※ 介護保険料は、40 歳以上 65 歳未満の被保険者であるか、あるいは被保険者が 40 歳未満でも、被扶養者に 40 歳以上 65 歳未満の方がいる場合には、健康保険組合で徴収となります。

65 歳以上の方の介護保険料は、各市(区)町村が徴収します。

- 任意継続の資格を取得した月は保険料を徴収しますが、喪失する月には徴収しません（保険料の日割り計算はありません）。但し、同じ月に資格の取得と喪失があった場合は、その月の保険料を徴収します。

ヤマトグループ健康保険組合の任意継続加入の手続き

1. 加入手続き期間

健康保険法により「退職日の翌日から 20 日以内」と定められています。

所属先の人事(総務)から、ヤマト運輸(株) 事務オペレーション部 人事オペレーション課経由で『健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書』を健康保険組合に退職日の翌日から 20 日以内必着(厳守)となります。

2. 手続きに必要な書類 (申出書以外は全てコピーで可)

① 『健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書』

家族を被扶養者として申請する場合

② 『健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書』の下側の『健康保険 任意継続 被扶養者届』に必要事項を記入。

③ 住民票(被保険者の世帯全員分、続柄記載、3 ヶ月以内に発行のもの) ※マイナンバーは不要

④ 被扶養者が 18 歳以上の場合・・・ 所得証明書(直近年度で 3 ヶ月以内に発行されたもの)

⑤ 配偶者が任意継続の被扶養者にならず、家族を任意継続被保険者の被扶養者として申請したい場合

1) 退職後の被保険者の収入見込みの裏付け書類

例) 直近の年金振込通知書、雇用保険受給資格者証 等

※ 受給期間と金額が分かる部分をコピーしてください。

2) 配偶者の収入見込みの裏付け書類

例) 源泉徴収票、所得証明書、年間収入見込み額証明書 等

※ 上記の添付書類の例はあくまでも一例で、個々のケースにより必要な書類が異なります。

また、審査にあたり上記に記載された書類以外の添付書類が必要になることもあります。

退職後も受けられるヤマトグループ健康保険組合の給付について

ヤマトグループの任意継続に加入しなくても、退職後も受けられる給付があります。

傷病手当金の継続給付	退職日まで継続して1年以上被保険者だった人が、退職した際に傷病手当金を受けているか、又は受けられる条件を満たしている場合は、退職後も継続して傷病手当金を受けることができます。
出産手当金の継続給付	退職日まで継続して1年以上被保険者だった人が、退職した際に出産手当金を受けているか、又は受けられる条件を満たしている場合は、退職後も継続して出産手当金を受けることができます。
出産育児一時金	退職日まで継続して1年以上被保険者だった人が、退職後6か月以内に出産したときは、出産育児一時金を受けることができます。
埋葬料・埋葬費	被保険者だった人が、次のいずれかに該当した場合は、埋葬料(費)を受けることができます。 ① 傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受給中に死亡したとき ② 傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けられなくなった日から3か月以内に死亡したとき ③ 退職後3か月以内に死亡したとき

FAQ (よくあるご質問)

<加入前に関するご質問>

Q1. 任意継続と国民健康保険には、主にどのような違いがあるのでしょうか？

A2. ご負担される保険料の金額をよく比較してください。また、給付や各種サービス（健康診断等）についても比較検討してみてください。

Q2. 任意継続の手続き中ですが、これまでの保険証を使用していてよいのでしょうか？

A2. 退職日の翌日からは使用できませんのでお手持ちの保険証は会社に返納してください。任意継続になると、保険証が新しく切り替わります。

Q3. 来月の誕生日で退職予定です。どのような手続きをとればよいのでしょうか？

A3. 退職日の翌日から 20 日以内に『任意継続被保険者 資格取得申出書』を在職時に所属していた人事（総務）課に提出してください。健康保険組合にて申出書を受理した後、保険料納付と保険証発行についてご案内をお送りします。

Q4 『任意継続被保険者 資格取得申出書』の提出が退職日の翌日から 20 日を過ぎてしまいましたが、受付けてもらえますか？

A4. 保険者が届出遅延に対し正当な理由があったと認めることができない限り、20 日を過ぎてからの受付はできません。単に 20 日以内に申出をしななければならないことを知らなかった（知らされていなかった）、職場の担当者が提出し忘れていたという理由では認められません。

<加入してからのご質問>

Q5. 今月末で任意継続に加入してから 2 年経って期間満了となります。手続きはどうしたらよいのでしょうか？

A5. 喪失証明書を資格喪失日に送付させていただきます（事前に発行することはできません）ので、お住まいの国民健康保険窓口で加入手続きの際に提示してください。

Q6. 任意継続の保険料が高いので、やめたいのですが…。

A6. ヤマトグループ健康保険組合へ『健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書』を提出し、任意継続被保険者でなくなることの申出を行ってください。資格喪失申出書をヤマトグループ健康保険組合で受理した日の属する月の翌月 1 日が、資格喪失日になります。

Q7. 任意継続をやめて配偶者（あるいは子供）の扶養に入りたいのですが…。

A7. (A6 に同じ)

Q8. 任意継続の被保険者でしたが、先月、再就職をしました。どのような手続きが必要でしょうか？

A8. 『健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書』を記入の上、任意継続の保険証と、新しく加入した保険証のコピーをヤマトグループ健康保険組合に、至急送付してください。喪失手続き完了後、喪失後の期間に係る納付済みの保険料があれば返金します。なお、新しい保険組合に加入後、ヤマトグループの任意継続の保険証で医療機関にかかっていた場合は、保険給付額を後日請求させていただきます。

Q9. 確定申告のための健康保険料納入証明書は発行してもらえますか？

A9. 毎年 1 月下旬ごろ、前年 1 年間分の保険料納入証明書をお送りしています。